

規制・制度改革に係る方針(平成24年7月10日閣議決定)(抜粋)
 食品添加物の指定手続の簡素化・迅速化(内閣府・厚生労働省)

- 国際汎用添加物のうち、いまだ指定がなされていない15品目について、「規制・制度改革に係る方針」(平成23年4月8日閣議決定)に基づき実施した「食品添加物の指定手続の簡素化・迅速化」のための措置を踏まえ、全ての品目について既に審議が開始されているところであり、このうち食品健康影響評価が終了している3品目については、平成24年度中を目途に指定する。
 その他の12品目については、国際汎用添加物の早期指定に向けてリソースを充実させた上で、既に指定された国際汎用添加物の指定に要した期間を踏まえ、追加資料の収集に要する期間を除き、指定までおおむね1年程度を標準とする今後のロードマップを策定・公表し、処理する。
 <平成24年度上期措置(3品目指定は平成24年度措置)>
- 「食品添加物の指定手続の簡素化・迅速化」のために「規制・制度改革に係る方針」(平成23年4月8日閣議決定)に基づいて講じた措置の効果について検証を行い、その結果を公表する。
 <平成24年度措置>

参考：国際汎用添加物の評価と指定の流れ(イメージ)

